

大型連休期間中における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の徹底について (通知)

このことについて、政府は、4月25日から5月11日まで、4都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」を発令しました。

県内においては、福島県や伊達市の職員の感染が確認されたところであり、本市においても職員が感染した場合には、行政運営及び市民サービスに多大な影響が生じてしまうこととなることから、引き続き職員一人ひとりが職場及び家庭生活における感染予防対策に万全を期す必要があります。

大型連休により、人の移動が活発化する時期となるため、強い危機意識を持ち、下記の感染予防対策を徹底するよう部局内全職員に改めて周知願います。

記

1 緊急事態宣言の実施区域などへの往來の自粛

緊急事態宣言の実施区域をはじめ、まん延防止等重点措置の実施区域など、感染拡大地域への往來は控えること。また、感染拡大地域以外でも、不特定多数の人が集まる場所へ行くことはできるだけ控えること。

また、「三密（密集、密接、密閉）の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」や「手指衛生」の感染予防対策に万全を期すことに加え、感染リスクが高い場所へは行かない、大人数での会食を控えるなど、感染につながらないよう慎重に行動すること。

※緊急事態宣言の実施区域・・・東京都、京都府、大阪府、兵庫県

※まん延防止等重点措置の実施区域・・・宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県

2 これまでの感染予防対策の継続・徹底

郡山市職員の新しいワークスタイル（感染が疑わしい症状がある場合は必ず休むなど）、在宅勤務の実施、感染リスクが高まる5つの場面（別紙のとおり）を意識した行動など、感染拡大防止対策について、引き続き徹底すること。

特に連休明けについては、体温と体調の確認を徹底し、体調が悪い場合は出勤しないこと。

3 各種指針等の遵守

職員及び来庁する市民等の感染防止のため、施設管理者及び事業の実施者は各種事業の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」や業種別ガイドライン等を確認し、遵守すること。

4 休日等における職員等の PCR 検査の受検状況報告

大型連休中においても、下記の状況に該当する場合、職員厚生課に必ず報告すること。

(1) 報告を要する状況

- ・職員又は職員の同居親族が確定患者となった場合、濃厚接触者となった場合、接触者となった場合のいずれかに該当する場合
- ・体調不良により、職員又は職員の同居親族が PCR 検査を受検する場合
- ・職員又は職員の同居親族の PCR 検査結果が判明した場合

(2) 報告事項

PCR 検査に係る以下の事項

- ・受検者名（所属、年齢等）
- ・受検の理由（濃厚接触者、接触者、風邪等の体調不良のいずれにあたるか）
- ・受検月日
- ・受検結果判明予定日
- ・受検医療機関名
- ・検査結果
- ・症状の経過（発症日、体調等）

(3) 報告方法

ア 市役所守衛室に電話（024-924-2109）の上、「職員又は同居親族の PCR 検査の受検状況報告」であること、「連絡者の所属、氏名、電話番号」を伝える。

イ 職員厚生課から、折り返し電話連絡があるので、上記、「報告事項」を報告する。

郡山市職員の新しいワークスタイル（令和2年5月22日付け2郡職第284号通知）

- 1 毎朝、出勤前の検温を徹底すること（所属長は、体温と体調を毎朝確認。）
- 2 身体的な距離を確保すること（執務中、他人との間隔は、最低1m空ける。）
- 3 マスクを着用すること（常時、自席であっても必ず着用する。）
- 4 手洗いを徹底すること（石けん等で丁寧に洗う。）
- 5 常時、換気をすること（執務室等は、対角線上に位置する窓やドアの2箇所を、常時少し開ける。）
- 6 無理せず休むこと（発熱や風邪症状がある場合は、絶対に出勤しない。）

事務担当：人事課（924-2041）、職員厚生課（924-2241）